

平成28年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成28年 2月 3日 開会

平成28年 2月 3日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第1回臨時会

平成28年2月3日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第1号 専決処分した事件の承認について [浦臼町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例]
- 4 議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）
- 5 議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定について
- 8 議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第7号 財産の取得について
- 11 発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊藤純雄君
副町	長	川畑智昭君
教	育	長 浅岡哲男君
総	務	課 長 河本浩昭君
総	務	課 主幹 石原正伸君
く	らし	応援課長 加賀谷隆彦君

くらし応援課主幹	中 田 帯 刀 君
長寿福祉課長	大 平 雅 仁 君
産業建設課長	大 平 英 祐 君
出納室主幹	武 田 郁 子 君
教育委員会事務局次長	竹 内 富美代 君
農業委員会事務局長	宮 本 英 史 君
教育委員会委員長	今 田 厚 子 君
代表監査委員	星 和 行 君

○出席事務局職員

局 長	遠 山 敏 温 君
書 記	西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

ただいまから、平成28年第1回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第1号

○議長

日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

承認第1号 専決処分した事件の承認について、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので報告し、承認を求める。

平成28年2月3日提出 浦臼町長 斉藤純雄。

専決理由につきまして、一箇所ご訂正をお願い申し上げます。一行目の「平成28年総務省令第108号」を、「平成28年」を「27年」にご訂正のほどお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

専決理由。地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第108号）が平成27年12月25日に交付され、一部の手続きにおける個人番号の利用の取扱いが平成28年1月1日から改正されることにより、平成27年12月定例会（平成27年12月15日開会）で提出し議決賜りました、浦臼町税条例の一部を改正する条例についても改正が必要となったものとなっております。

次ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

記、専決事項、浦臼町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成27年12月29日

浦臼町長 斉藤 純雄。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き下さい。

今回の改正につきましては第51条の町民税の減免条項の条文中、同条第2号の同条を削除し、第2号に改め、(1)におきまして、個人番号の記載に関する文言を削除するものとなっております。また、同様に139条特別土地保有税の減免条項につきましても、同様に個人番号の記載に関する文言を削除しているものとなっております。なお、法人番号については今までどおりとなっております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上が承認第1号、専決処分した事件の承認についての内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第1号

○議長

日程第4、議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

石原総務課主幹。

○総務課主幹(石原正伸君)

議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)。

平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,693万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月3日提出

浦臼町長 斎藤 純雄。

はじめに、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づきまして、職員給与費等の引き上げとなり、各特別会計の繰出金を追加するものでございます。なお、一般会計予算におきましては、当初から保健師1名分の給与を見込んで予算計上しておりましたことから、予算内での執行が可能となっておりますので、補正はございません。

主なものをご説明させていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額9万4,000円の追加でございます。28節繰出金につきましては、職員給与費等の追加により、国民健康保険特別会計への繰出金が追加となるものでございます。

2項2目児童措置費、補正額92万5,000円の追加でございます。20節、扶助費につきまして児童手当受給者の増加等により追加をするものでございます。

3項2目後期高齢者医療費、補正額3万9,000円の追加でございます。こちらも職員給与等の追加により繰出金が追加となるものでございます。

歳出合計105万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、補正額69万9,000円の追加でございます。

14款道支出金、1項1目民生費道負担金、補正額11万3,000円の追加でございます。13款、14款ともに児童手当の給付に対する、国や道からの交付金でございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額24万6,000円の追加でございます。財源調整といたしまして、財政調整基金から繰入するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ105万8,000円の追加となっております。

以上、議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い致します。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第1号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議 長

日程第5、議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,599万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月3日提出

北海道浦臼町長 斎藤 純雄。

補正の内容についてご説明申し上げます。まず歳出よりご説明いたします。8ページをお開き下さい。今回の補正予算につきましては、平成27年人事院勧告に準拠した給与等の改定によるものとなっております。

1款1項1目一般管理費におきまして、5万6,000円の追加でございます。内訳といたしまして、2節給料、3節職員手当等の増となっております。

4款1項1目特定健診事業費におきまして、3万8,000円の追加でございます。内訳といたしまして、3節職員手当等によるものとなっております。

歳出合計9万4,000円の追加となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

5款1項1目一般会計繰入金、9万4,000円の追加でございます。給与等の追加に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。歳入合計歳出と同じ9万4,000円の追加となっております。

以上が議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長

日程第6、議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,245万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月3日提出

北海道浦臼町長 斎藤 純雄。

補正の内容についてご説明申し上げます。歳出よりご説明いたします。8ページをお開き下さい。今回の補正予算につきましては、平成27年人事院勧告に準拠した給与等の改定によるものとなっております。

1款1項1目一般管理費、3万9,000円の追加でございます。内訳といたしまして、3節職員手当等の増によるものとなっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金、3万9,000円の追加でございます。給与等の追加に伴い、一般会計から繰り入れたためでございます。歳入合計、歳出と同じ3万9,000円の追加となっております。

以上が議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議 長

日程第7、議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本総務課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定について

在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月3日

浦臼町長 斎藤 純雄。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する浦臼町教育委員会教育長の給料その他の給与等を定め、併せて民間の給与水準に準拠し、現行の期末手当の支給割合を改正しようとするためのものでございます。

次ページをお開き願います。在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例でございます。

第1条ではこの条例の目的を定めており、在任特例中の教育長の給料その他の給与等を定めることを目的としております。

第2条では在任特例中の教育長に支給する給与を定めております。

第3条では、給料月額等について定めており、廃止いたしました浦臼町教育委員会教育長の給与に関する特例措置条例で定めておりました、平成28年6月までの減額規定につきましても本条で整理をしてございます。

第4条では、期末手当について定めており、第2項におきまして、平成28年度以降の支給割合を

6月に支給する場合は100分の202.5、12月に支給する場合は100分の217.5と定めており、附則第3項におきましては、平成27年6月及び12月の支給割合、100分の197.5、及び100分の212.5を定めてございます。

また、附則第4項につきまして、平成28年6月までの役職加算の凍結を定めてございます。

第5条では寒冷地手当、第6条では旅費、第7条では支給方法を定めており、いずれも従前どおりの内容となっております。

本条例につきましては公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものでございますが、在任特例中の教育長が在職しなくなった時点で本条例の効力を失うこととしてございます。

以上が議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定についての内容でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようよろしくお願い致します。以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第4号 在任特例中の教育委員会教育長の給与に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長

日程第8、議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本総務課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

浦臼町長等の給与等に関する条例(昭和43年浦臼町条例第33号)の一部を次のように改正する。

平成28年2月3日提出

浦臼町長 斎藤 純雄。

提案理由につきましては、民間の給与水準に準拠し期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

第1条につきましては、第4条第2項に規定する12月に支給する期末手当の支給割合、現行100分の212.5を100分の222.5に改正する規定でございます。

第2条につきましては、6月に支給する期末手当の支給割合、現行100分の197.5を100分の202.5に、第1条で改正した12月に支給する期末手当の支給割合、100分の212.5を100分の217.5に改正する規定でございます。

第1条による改正後の規定につきましては、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議 長

日程第9、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本総務課長。

○河本総務課長（河本浩昭君）

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月3日提出

浦臼町長 斎藤 純雄。

提案理由につきましては、平成27年人事院勧告に準拠し、給与月額及び勤勉手当の支給割合の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の2ページをお開き願います。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条の改正につきましては、第22条勤勉手当におきまして、12月に支給する割合の改正でございます。一般職の職員にあっては現行100分の75を100分の85に、また再任用職員にあっては100分の35を100分の40に改正し、附則第11項におきまして、行政職給料表第6級の適用をうけ、55歳に到達した職員の12月に支給する勤勉手当の減額率を改正するものでございます。

次ページをお開き願います。

別表第1、行政職給料表の改定でございます。1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層につきましても同程度の改定、その他については1,100円の引き上げを基本に改定しており、平均改定率0.4%の引き上げ改定となっております。

8ページ以降につきましては、別表第2、医療職給料表の改定でございます。第1条の規定による改正後の給与条例につきましては平成27年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に第2条の改正でございます。16ページをお開き願います。

第2条の改正につきましては、第1条で改正しました第22条勤勉手当におきまして、その支給割合を一般職の職員にあっては現行100分の80に、また再任用職員にあっては100分の37.5に改正し、附則第11項において、行政職給料表第6級の適用を受け55歳に到達した職員の12月に支給する勤勉手当の減額率を改正するものでございます。

第2条の規定による改正後の給与条例につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議 長

日程第10、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田くらし応援課主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第7号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成28年2月3日提出

浦臼町長 斉藤 純雄

取得する財産の1. 名称、種類、数量、歯科医療機器 ユニット3台、レントゲン1台、口腔内撮
影用カメラ1台、滅菌器1台、根管拡大装置1台。

2. 契約の目的、浦臼町歯科診療所に係る歯科医療機器の購入。

3. 契約の方法、指名競争入札。

4. 契約の金額、2,500万円。うち消費税額185万1,852円。

5. 契約の相手方、札幌市中央区北6条西16丁目1番地5、株式会社 竹山、代表取締役社長 茂
野 護。代理人、砂川市西3条北5丁目9、株式会社 竹山空知支店支店長、小堀 大和。

以上が、議案第7号 財産の取得についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますよ
うお願いいたします。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第1号

○議 長

日程第11、発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第1回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員